

くらしの110番 チケット転売のトラブルに注意!

【事例1】あるアーティストのライブチケットを購入しようとインターネットで検索し、販売サイトを適当に選び購入した。届いたチケットに転売禁止と書いてあった。

【事例2】コンサートに行けなくなり電子チケットを個人のSNS上で転売した。取引相手から「チケット代金の振り込みをした」とする画像が送られてきたので信用し、電子チケットのログイン情報を教えた。後日、通帳記入をしたが入金されていなかった。

ライブやスポーツ観戦などのチケットを、インターネットで販売しているサイトや個人のSNS上で購入したところ、転売禁止のチケットだった、入場できなかったなどの相談が寄せられています。

また、検索サイトでイベントの名称を検索し、上部に表示された「転売仲介サイト」を公式販売サイトであると勘違いするケースが見受けられます。

転売仲介サイトやSNSでは、転売禁止のチケットが売り出されていることがあり、「転売チケットでの入場禁止」、「会場で本人確認が必要」などの表示もないため知らずに購入してしまい、当日会場でトラブルになる場合があります。

SNSなどの運営事業者は個人間取引でトラブルが発生しても責任を負わないとしていることが多いため、解決は困難です。

【消費者へのアドバイス】

- ①チケットは公式の販売サイトなどの正規ルートから購入しましょう。
- ②チケットを譲りたい場合は、公式のリセールサービス（希望者に定価にてチケットを再販するサービス）を利用しましょう。
- ③困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相続土地国庫帰属制度

質問 先日、地方に住む父親が亡くなりました。相続人は私のみです。遺産としては、預金、建物付土地、畑があるのですが、預金だけを相続して、不動産は放棄することができますか。最近、相続土地国庫帰属制度というのが始まったと聞きましたが、それを利用することはできますか。

回答 相続放棄をした場合、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述の手続きをしなければなりません。そして、この相続放棄は、一部の財産について行うことはできず、預金のみ相続して不動産は相続放棄するといったことはできません。預金を相続したいのであれば、不動産も相続することになります。

ところで、令和5年4月27日から相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。親が亡くなって土地を相続したものの、土地を手放したいというニーズが高まり、また、土地が管理されないまま放置されることで所有者が不明の土地が発生することを予防するための制度です。


この制度を利用する場合、法務局に申請をする必要がありますが、国が引き取ることができない土地があるので注意が必要です。例えば、建物が建っている土地は、建物の管理コストが高額なため、申請ができないことになっています。また、土地の通常の管理などを阻害する樹木などがある土地などは、国庫帰属が承認されないケースもあります。

ご相談のケースでは、建物付土地はこの制度を利用できません。畑については申請をして承認される可能性があります。ただし、土地の国庫帰属が承認された場合、国に負担金を納付しなければなりません。この負担金の額は、その土地を管理するために必要な10年分の標準的な費用を基に定められています。宅地や畑が一筆であれば、最低20万円が必要となります。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 廣部俊介（弁護士）

11月各種無料相談
☎996-2111
市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(※を除く)。
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室 定8人(電話による事前予約制)

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
※10月23日(月)午前9時から電話予約
日11月6日(月) 午後1時～4時
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日11月13日(月) 午後1時～4時
11月27日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日11月8日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談
日11月20日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
※11月2日(水)午前9時から電話予約
日11月16日(水) 午後1時～4時
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

⑦DV相談 問子ども家庭支援課 ☎0246
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問子ども家庭支援課 ☎0246
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)
日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)
日11月9日(水) 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日11月1日(水)・15日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日11月6日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日11月1日(水)・15日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場ゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)
日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

⑰家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
日11月5日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課

高齢者の身元保証 **こんなお悩みありませんか? 丁寧に説明します!** 一般社団法人あんしんの輪
身元保証 葬儀代行 任意後見 ☎048-999-6414